

件名	人にやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例
主管課	保健福祉課
根拠法令等	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日公布、平成18年12月20日施行予定）
<p>【改正の概要】</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が制定され、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律が廃止されたことに伴う規定整備</p> <p>1 まちづくり施設（バリアフリー化の努力義務を課す施設）の整理 まちづくり施設の設置等に対し、規則で定める整備基準に基づく措置の努力義務を課す。 特定建築物の案内標示、客室、客席等</p> <p>公共的施設（県独自施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路 ・公園（都市公園、緑地等） ・路外駐車場 ・特定建築物でない社会福祉施設 <p>特定建築物の案内標示、客室、客席等 道路 特定路外駐車場 特定公園施設 公共的施設（県独自施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定公園施設でない公園施設、緑地等 ・特定路外駐車場でない路外駐車場 <p>2 用語の整理</p> <p>引用法律名の改正</p> <p>「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」</p> <p>定義規定の追加整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「まちづくり施設」 特定建築物、道路、特定路外駐車場、特定公園施設及び公共的施設 ・「まちづくり施設設置管理者」 建築主等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等、公共的施設設置管理者 ・「建築主等」、「道路管理者」、「路外駐車場管理者等」、「特定路外駐車場」、「公園管理者」等 	
施行日	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行日
<p>【その他参考事項】</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要</p> <p>高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）</p> <p>建物のバリアフリー化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定建築物の特定施設（努力義務） 学校、病院、劇場、百貨店、ホテル、老人ホーム等の出入口、廊下、階段等 <具体例>：段差のない出入口、多機能トイレの設置等 ・特別特定建築物（適合義務） <p>高齢者、身体障害者等の公共交通機関等を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）</p> <p>旅客施設等のバリアフリー化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定旅客施設（適合義務） 鉄道施設、バスターミナル、航空旅客ターミナル施設等 <具体例>：案内誘導ブロック、幅の広い改札、エレベーターの設置等 ・公共施設のバリアフリー化（適合義務） <具体例>：歩行者案内標識、幅の広い歩道、歩道の段差の改善等 <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（ハートビル法と交通バリアフリー法の一体化）</p> <p>施設のバリアフリー化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定旅客施設（適合義務） 鉄道施設、バスターミナル、航空旅客ターミナル施設等 ・特定道路（適合義務） 生活関連経路のうち徒歩で通行する道路 ・道路（努力義務） ・特定路外駐車場（適合義務） 面積500平方メートル以上、有料駐車場 ・特定公園施設（適合義務） 都市公園施設 ・特別特定建築物（適合義務） 盲学校、養護学校、保健所、公共用歩廊等 ・特定建築物の建築物特定施設（努力義務） 学校、病院、劇場、百貨店、ホテル、老人ホーム等の出入口、廊下、階段等 移動等円滑化基本構想 市町村は、国が定める基本方針に基づき、当該市町村の重点整備区域内について、移動等円滑化に関する基本構想を作成可 移動円滑化経路協定 	